

共同研究契約書雛形の一部改定

新旧対照表

旧	新
(略)	(略)
	<u>(輸出管理)</u> <u>第 33 条 甲及び乙は、本契約の履行に際し、「外国為替及び外国貿易法」及びこれに関連する法令を遵守する。</u> <u>2 甲及び乙は、本契約に基づき相手方から提供を受けた（売却、譲渡、貸与その他あらゆる手段により提供を受ける場合を含む。）貨物を、核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイル兵器等の大量破壊兵器の開発、設計、製造、保管又は使用等の目的、その他の国際的な平和及び安全の維持の妨げとなる目的で自ら利用してはならず、また、その意思を有すると認識し得る第三者に対して移転してはならない。</u> <u>3 甲及び乙は、本契約に基づき相手方から開示された情報を、核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイル兵器等の大量破壊兵器の開発、設計、製造、保管又は使用等の目的、その他の国際的な平和及び安全の維持の妨げとなる目的で自ら利用してはならず、また、その意思を有すると認識し得る第三者に対して開示又は移転してはならない。</u>
(契約の有効期間)	(契約の有効期間)
<u>第 33 条</u> (略) 2 本契約の失効後も、第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項、第 11 条（第 1 項を除く。）、第 13 条（第 1 項を除く。）から第 30 条まで（第 27 条第 1 項を除く。）、第 32 条、本項及び第 35 条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。	<u>第 34 条</u> (略) 2 本契約の失効後も、第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項、第 11 条（第 1 項を除く。）、第 13 条（第 1 項を除く。）から第 30 条まで（第 27 条第 1 項を除く。）、第 32 条、<u>前条</u>、本項及び第 36 条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。
<u>第 34 条</u> (略)	<u>第 35 条</u> (略)
<u>第 35 条</u> (略)	<u>第 36 条</u> (略)